

修繕	●傷んだ部分の修繕・補修 居室・台所・浴室・トイレなどの屋内全般の修繕・補修 (部分補修、模様替え、壁紙の張り替えほか) 屋根・外壁などの屋外部分の修繕・補修 (雨漏り対策、雨どいの修繕、外壁塗装ほか) 屋内の給排水・電気配線などの修繕・補修 ●ピッキング被害対策
増・改築	●部屋などの増・改築 部屋の増・改築、浴室やトイレの改造、防音工事、押し入れの収納庫への変更ほか (新築でも対応可)
付帯工事	●住宅内外の工事・補修 車庫・門扉・フェンス・物置などの工事、各種ペンキ工事、各種コンクリート工事ほか
造園	●庭、庭園などの造成 庭づくり、庭木の手入れ、庭園の管理ほか

住まいのリフォーム
市内業者の あっせん制度

市では、市内の建設業者団体 (小平市住宅リフォーム幹事協会) と協

●小さな工事でも受け付けていますので、気軽にご利用ください (左表参照)。
問合せ 市民協働・男女参画推進課 ☎042 (346) 9532

心身障がい者 自動車ガソリン費の補助請求を

月50円を限度として1円につき方ソリン税額相当分54円を補助します

国民健康保険の加入者全員が65歳以上の世帯は、原則として、国民健康

国民健康保険税 年金からの引き落とし

国民健康保険の加入者全員が65歳以上の世帯は、原則として、国民健康

心身障がい者 福祉タクシー 利用券を交付

福祉タクシー利用料金の補助を受けている方に、平成29年度分の利用券を交付します。

とき 3月21日 (火) から

ところ 障がい者支援課 (健康福祉事務センター1階)、東部・西部出張所

持ち物 印鑑、身体障害者手帳または愛の手帳

※券の色は4月1日 (土) からラベンター色に変わります。

※クリーム色の平成28年度分の利用券が使えるのは3月31日 (金) までです。

※利用券の裏面に記載のあるタクシー会社でのみ利用できます。

問合せ 障がい者支援課 ☎042 (346) 9540、☎042 (346) 9541

東日本大震災および原子力災害に係る特例

東日本大震災により滅失・損壊した家屋、または原子力災害の居住困難区域内に所在する家屋、およびその敷地を所有している方などが、代替となる家屋や土地を取得した際には、固定資産税・都市計画税が減額される場合があります。

※要件や提出書類など、詳しくはお問い合わせください。

問合せ 税務課 ☎042 (346) 9524・☎0525

東日本大震災および原子力災害に係る特例

東日本大震災により滅失・損壊した家屋、または原子力災害の居住困難区域内に所在する家屋、およびその敷地を所有している方などが、代替となる家屋や土地を取得した際には、固定資産税・都市計画税が減額される場合があります。

※要件や提出書類など、詳しくはお問い合わせください。

問合せ 税務課 ☎042 (346) 9524・☎0525

国民年金

国民年金の約相談

日本年金機構では、全国の年金事務所等で年金相談の予約を受け付けています。年金事務所の窓口で年金請求の手続きや、受給している年金に

小平都市計画道路3・4・10号線について、2月21日開催の小平市都市計画審議会の審議を経て、都市計画変更の決定告示を行いました。これに併せて都市計画図書の縦覧を行っています。

内容 都市計画課 (市役所4階) 計画幅員の変更ほか

問合せ 都市計画課 ☎042 (346) 9525

耐震・バリアフリー・省エネ改修を行った場合の減額措置

耐震改修	
対象	・昭和57年1月1日以前に建築された住宅 ・現行の耐震基準に適合させるよう一定の要件を満たし (耐震基準適合工事の証明が必要)、改修工事に要した費用が50万円を超える耐震改修を施工
期間	改修工事が完了した年の翌年度分から一定期間 (最長で2年間)
減税額	1戸当たり120㎡の床面積相当分までの家屋にかかる固定資産税の2分の1を減額
バリアフリー改修 ※1	
対象	・新築された日から10年以上を経過した住宅 (平成28年3月31日までに改修された住宅については、平成19年1月1日以前に建築された住宅) ・改修後の住宅の床面積が50㎡以上であること ※2 ・65歳以上の方、要介護または要支援認定を受けている方、障がいのある方のいずれかが居住している ・一定の要件を満たし、改修工事に要した費用 (補助金を除く) が50万円を超えるバリアフリー改修を施工
期間	改修工事が完了した年の翌年度分
減税額	1戸当たり100㎡の床面積相当分 (賃貸部分を除く) までの家屋にかかる固定資産税の3分の1を減額
省エネ改修 ※1	
対象	・平成20年1月1日以前に建築された住宅 ・改修後の住宅の床面積が50㎡以上であること ※2 ・一定の要件を満たし (省エネ基準適合工事の証明が必要)、改修工事に要した費用 (補助金を除く ※2) が50万円を超える省エネ改修を施工
期間	改修工事が完了した年の翌年度分
減税額	1戸当たり120㎡の床面積相当分 (賃貸部分を除く) までの家屋にかかる固定資産税の3分の1を減額

※1 バリアフリー改修と省エネ改修を行った場合のみ、重複して減額の適用が受けられます。
※2 平成28年4月1日以後に工事が完了した場合に必要な要件です。なお、平成28年3月31日以前に工事が完了した場合は、この要件を満たす必要はありません。

耐震・バリアフリー・省エネ改修を行った場合の減額措置

固定資産税の減額措置を受けるに

は、原則として改修工事後、3か月以内の申請が必要です (左表参照)。
※要件や提出書類など、詳しくはお問い合わせください。
問合せ 税務課 ☎042 (346) 9525

康保険税は年金からの引き落とし (年金特別徴収) になります。

現在、年金特別徴収で国民健康保険税を納めている方は、平成29年2月時と同額を、平成29年4月・6月・8月の年金から引き落としします。

年金特別徴収の方でも、申し込みをすることで、納付方法を口座振替に変更できます。

※年金特別徴収の条件に当てはまらない場合は、年度途中でも納付書または口座振替による納付方法に切り替わります。

問合せ 保険年金課 ☎042 (346) 9530

小平3・4・10号線 都市計画変更図書を縦覧

小平都市計画道路3・4・10号線について、2月21日開催の小平市都市計画審議会の審議を経て、都市計画変更の決定告示を行いました。これに併せて都市計画図書の縦覧を行っています。

内容 都市計画課 (市役所4階) 計画幅員の変更ほか

問合せ 都市計画課 ☎042 (346) 9525

創業補助金 申請ワークショップ

国や東京都の創業補助金の概要や申請書作成のポイントなどをお伝えするワークショップを開催します。ぜひご参加ください。

とき 4月11日 (火) 午前10時 (正午)

対象 東京都内に所在する自治会・町会

※詳しくは、ホームページをご覧ください。

☎検索 地域の底力

問合せ 東京都生活文化局都民生活部地域活動推進課地域活動支援担当 ☎03 (5388) 3166

道路課 ☎042 (346) 9828

問合せ 道路課 ☎042 (346) 9828

問合せ 政策課 ☎042 (346) 9503

市税の納め忘れはありませんか

平成28年度の市税 (市民税・都民税、固定資産税・都市計画税、軽自動車税、国民健康保険税) は、いずれも納期限が過ぎました。また、納めていない方は早急に納付してください。

納期限を過ぎると延滞金が増算されるほか、差し押さえなどの滞納処分を受けることがあります。

事情があつて納められない方は、ご相談ください。

夜間納税窓口 3月27日 (月) に開設

とき 3月27日 (月) 午後5時～8時

ところ 市役所2階収納課 (入口は庁舎北側)

※来庁の際は納税通知書をお持ちください。

※夜間窓口では、納税証明書の発行はできません。

問合せ 収納課 ☎042 (346) 9527・☎0528

固定資産税 縦覧帳簿の縦覧・課税台帳の閲覧

4月1日 (土) から、税務課 (市役所2階) で平成29年度の固定資産税に係る縦覧・閲覧が始まります。

問合せ 税務課 ☎042 (346) 9524・9525

	縦覧	閲覧
対象	平成29年1月1日現在、市内に固定資産税の課税対象となる土地・家屋をお持ちの方またはその関係者	市内に土地・家屋・償却資産をお持ちの方またはその関係者
とき	4月1日 (土)～5月31日 (水) ▽月曜～金曜日 午前8時30分～午後5時 ▽土曜日 午前8時30分～午後0時15分 ※祝日を除く。	4月1日 (土) から ▽月曜～金曜日 午前8時30分～午後5時 ▽土曜日 午前8時30分～午後0時15分 ※祝日を除く。
手数料	無料	1件250円 (縦覧期間中は無料)
持ち物	印鑑 (法人の場合は、法人代表者印)、本人確認ができるもの (運転免許証など)、委任状 (代理人の場合) ※相続人の方は、お問い合わせください。	印鑑 (法人の場合は、法人代表者印)、本人確認ができるもの (運転免許証など)、借地・借家していることが確認できる書類 (賃貸借契約書など)、委任状 (代理人の場合)

※縦覧は、ほかの土地や家屋と評価額の比較ができます。
※閲覧は、自己の資産や借地・借家の評価額などを確認できます。
※関係者とは、所有者と同一世帯の親族、納税管理人などを言います。

創業補助金 申請ワークショップ

国や東京都の創業補助金の概要や申請書作成のポイントなどをお伝えするワークショップを開催します。ぜひご参加ください。

とき 4月11日 (火) 午前10時 (正午)

対象 東京都内に所在する自治会・町会

※詳しくは、ホームページをご覧ください。

☎検索 地域の底力

問合せ 東京都生活文化局都民生活部地域活動推進課地域活動支援担当 ☎03 (5388) 3166

創業補助金 申請ワークショップ

国や東京都の創業補助金の概要や申請書作成のポイントなどをお伝えするワークショップを開催します。ぜひご参加ください。

とき 4月11日 (火) 午前10時 (正午)

対象 東京都内に所在する自治会・町会

※詳しくは、ホームページをご覧ください。

☎検索 地域の底力

問合せ 東京都生活文化局都民生活部地域活動推進課地域活動支援担当 ☎03 (5388) 3166

創業補助金 申請ワークショップ

国や東京都の創業補助金の概要や申請書作成のポイントなどをお伝えするワークショップを開催します。ぜひご参加ください。

とき 4月11日 (火) 午前10時 (正午)

対象 東京都内に所在する自治会・町会

※詳しくは、ホームページをご覧ください。

☎検索 地域の底力

問合せ 東京都生活文化局都民生活部地域活動推進課地域活動支援担当 ☎03 (5388) 3166

創業補助金 申請ワークショップ

国や東京都の創業補助金の概要や申請書作成のポイントなどをお伝えするワークショップを開催します。ぜひご参加ください。

とき 4月11日 (火) 午前10時 (正午)

対象 東京都内に所在する自治会・町会

※詳しくは、ホームページをご覧ください。

☎検索 地域の底力

問合せ 東京都生活文化局都民生活部地域活動推進課地域活動支援担当 ☎03 (5388) 3166

創業補助金 申請ワークショップ

国や東京都の創業補助金の概要や申請書作成のポイントなどをお伝えするワークショップを開催します。ぜひご参加ください。

とき 4月11日 (火) 午前10時 (正午)

対象 東京都内に所在する自治会・町会

※詳しくは、ホームページをご覧ください。

☎検索 地域の底力

問合せ 東京都生活文化局都民生活部地域活動推進課地域活動支援担当 ☎03 (5388) 3166

創業補助金 申請ワークショップ

国や東京都の創業補助金の概要や申請書作成のポイントなどをお伝えするワークショップを開催します。ぜひご参加ください。

とき 4月11日 (火) 午前10時 (正午)

対象 東京都内に所在する自治会・町会

※詳しくは、ホームページをご覧ください。

☎検索 地域の底力

問合せ 東京都生活文化局都民生活部地域活動推進課地域活動支援担当 ☎03 (5388) 3166

創業補助金 申請ワークショップ

国や東京都の創業補助金の概要や申請書作成のポイントなどをお伝えするワークショップを開催します。ぜひご参加ください。

とき 4月11日 (火) 午前10時 (正午)

対象 東京都内に所在する自治会・町会

※詳しくは、ホームページをご覧ください。

☎検索 地域の底力

問合せ 東京都生活文化局都民生活部地域活動推進課地域活動支援担当 ☎03 (5388) 3166

創業補助金 申請ワークショップ

国や東京都の創業補助金の概要や申請書作成のポイントなどをお伝えするワークショップを開催します。ぜひご参加ください。

とき 4月11日 (火) 午前10時 (正午)

対象 東京都内に所在する自治会・町会

※詳しくは、ホームページをご覧ください。

☎検索 地域の底力

問合せ 東京都生活文化局都民生活部地域活動推進課地域活動支援担当 ☎03 (5388) 3166

創業補助金 申請ワークショップ

国や東京都の創業補助金の概要や申請書作成のポイントなどをお伝えするワークショップを開催します。ぜひご参加ください。

とき 4月11日 (火) 午前10時 (正午)

対象 東京都内に所在する自治会・町会

※詳しくは、ホームページをご覧ください。

☎検索 地域の底力

問合せ 東京都生活文化局都民生活部地域活動推進課地域活動支援担当 ☎03 (5388) 3166

創業補助金 申請ワークショップ

国や東京都の創業補助金の概要や申請書作成のポイントなどをお伝えするワークショップを開催します。ぜひご参加ください。

とき 4月11日 (火) 午前10時 (正午)

対象 東京都内に所在する自治会・町会

※詳しくは、ホームページをご覧ください。

☎検索 地域の底力

問合せ 東京都生活文化局都民生活部地域活動推進課地域活動支援担当 ☎03 (5388) 3166

創業補助金 申請ワークショップ

国や東京都の創業補助金の概要や申請書作成のポイントなどをお伝えするワークショップを開催します。ぜひご参加ください。

とき 4月11日 (火) 午前10時 (正午)

対象 東京都内に所在する自治会・町会

※詳しくは、ホームページをご覧ください。

☎検索 地域の底力

問合せ 東京都生活文化局都民生活部地域活動推進課地域活動支援担当 ☎03 (5388) 3166